

(別紙)

「十分な資本的性質が認められる借入金」の活用について(項目)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」とは
2. 資本性借入金のメリット・デメリットについて
3. 運用明確化の背景
4. 運用明確化のポイント
5. 運用明確化を踏まえた枠組みの概要
  - (1) 対象者、債権者数、資本性判断、償還期間、償還方法
  - (2) 金利設定、担保
  - (3) 保証、期限前弁済、残存期間、改善計画の有無
  - (4) コベナンツ、期失事項、貸倒引当金の算定
  - (5) 資本見做し取消し要件
6. 金融債務の再構築について
7. コベナンツの設定について
8. 事例
  - (1) 補償金が見込まれる場合
  - (2) 津波被害により事業継続が困難になった場合
  - (3) 金融機関連携による再生支援
  - (4) その他業種事例
  - (5) 業績不振債務者に対する支援
  - (6) 円高対策と中長期的な財務体質強化が必要な場合

以上